

河合町空家等対策庁内連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 空家等をもたらす問題の解決に向け、防災、衛生、景観等多岐にわたる政策課題に横断的に答えるため、具体的な施策の協議検討及び庁内での情報共有並びに解決策の円滑かつ適切な遂行を目的に河合町空家等対策庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 河合町空家等対策計画の検討に関すること
- (2) 空家等に関する条例等の検討に関すること
- (3) 空家等対策についての情報の収集に関すること
- (4) 空家等の問題が複数の担当部署に跨がる場合の調整に関すること
- (5) その他必要な事項

(構成等)

第3条 連絡会議の構成員は、別表の構成員をもって組織する。

- 2 連絡会議には、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 連絡会議の事務局は、まちづくり推進部 住宅課に置く。

(連絡会議)

第4条 連絡会議は、事務局が招集し、これを主宰する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営等に関し必要な事項は、連絡会議での協議により定める。

附則

この要綱は、令和2年12月16日から施行する。